

株式会社せきれい
ショートステイわかみ 運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社せきれいが運営するショートステイわかみ（以下「事業所」という。）において実施する指定短期入所生活介護事業（以下「事業という。」）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の管理者、医師、生活相談員、看護職員、介護職員、栄養士、機能訓練指導員、調理員その他の従業者（以下「短期入所介護従事者」という。）が要介護、要支援の利用者に対し、適切な指定短期入所生活介護を供給する目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定短期入所生活介護の提供にあたって、要介護、要支援状態の利用者に、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、利用者の人格に十分配慮し、利用者の家族環境等を十分に踏まえて、自立している機能の低下が起きないようにするとともに残存機能の維持向上が図れるよう、適切な技術を持ってサービスの提供を行うものとする。

(事業の運営)

第3条 指定短期入所生活介護の提供にあたっては、事業所の従事者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わない。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 ショートステイわかみ

(2) 所在地 秋田県男鹿市福川字堅石 2 9 - 1

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所における従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者・・・・・・・・1名
- (2) 医師　・・・・・・・・1名
- (3) 生活相談員・・・・1名以上
- (4) 看護師・・・・・・・・1名以上
- (5) 機能訓練指導員・1名以上（看護師と兼務）
- (6) 介護職員・・・・・・・・10名以上
- (7) 栄養士・・・・・・・・1名
- (8) 調理員・・・・・・・・4名

(指定短期入所生活介護の利用定員)

第6条 利用定員は28名とする。

(指定短期入所生活介護の事業内容)

第7条 事業内容として、利用者の入浴、排泄、食事の援助、機能訓練、健康管理、相談援助とする。必要に応じて送迎も行う。

(内容と費用)

第8条 事業所におけるサービス内容と費用は次のとおりとする。

□サービス内容

種 類	内 容
食 事	(食事時間) 朝食 (7:30～) 昼食 (12:00～) 夕食 (17:30～) 栄養士の立てる献立表により、栄養と利用者の身体状況に配慮した食事を提供します。また、希望があれば、メニューや時間、食事場所の変更も承ります。
入 浴	週2回以上の入浴、又は清拭を行います。要望により希望日での入浴対応も承ります。寝たきり等で座位のとれない方は、機械を用いての入浴(特別入浴)も可能です。
排 泄	利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。
離 床 着替え 整 容	寝たきり防止のため、出来る限り離床に配慮します。 生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。 個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助します。シーツ交換は週1回実施します。その他、随時行います。
健康管理	常に利用者の健康状態を把握し、健康管理を行います。 日常及び夜間などの緊急時には必要な措置を講じます。 利用中の医療機関の受診は、基本的にご家族に対応して頂きますので、ご了承下さい。
レクリエーション等	利用者の立場に立った個別援助を心掛けます。 買い物ツアー、お花見、紅葉狩りなどの野外行事も行います。
相談及び援助	利用者とそのご家族からのご相談に応じます。
送 迎	利用者の心身の状態、ご家族等の事情等から見て、送迎を行うことが必要な場合、送迎を行います。
機能訓練	機能訓練指導員により利用者の状況に適した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。 <当施設の保有するリハビリ器具> 歩行器4台 車椅子9台 平行棒1台

□費用

原則として料金表の利用料金の 1 割、2 割または 3 割が利用者の負担額となります。介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者が直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、料金表の利用料金全額をお支払いください。利用料のお支払いと引き替えにサービス提供証明書と領収証を発行します。サービス提供証明書及び領収証は、後に利用料の償還払いを受けるときに必要になります。

【料金表】

□介護保険による 従来個室 1 割負担分 (1 日につき)

要 介 護 区 分		基本額	送迎加算 (片道)	機能訓練 加算	看護体制 加算	サービス 提供体制 強化加算 Ⅱ
介護予防	要支援 1	479 円	184 円		4 円	6 円
	要支援 2	596 円	184 円		4 円	6 円
要 介 護 1		645 円	184 円		4 円	6 円
要 介 護 2		715 円	184 円		4 円	6 円
要 介 護 3		787 円	184 円		4 円	6 円
要 介 護 4		856 円	184 円		4 円	6 円
要 介 護 5		926 円	184 円		4 円	6 円

□介護保険による 多床室 1 割負担分 (1 日につき)

要 介 護 区 分		基本額	送迎加算 (片道)	機能訓練 加算	看護体制 加算	サービス 提供体制 強化加算 Ⅱ
介護予防	要支援 1	479 円	184 円		4 円	6 円
	要支援 2	596 円	184 円		4 円	6 円
要 介 護 1		645 円	184 円		4 円	6 円
要 介 護 2		715 円	184 円		4 円	6 円
要 介 護 3		787 円	184 円		4 円	6 円
要 介 護 4		856 円	184 円		4 円	6 円
要 介 護 5		926 円	184 円		4 円	6 円

□介護保険による 従来個室 2割負担分 (1日につき)

要 介 護 区 分		基本額	送迎加算 (片道)	機能訓練 加算	看護体制 加算	サービス 提供体制 強化加算 Ⅱ
介護予防	要支援 1	958 円	368 円		8 円	12 円
	要支援 2	1192 円	368 円		8 円	12 円
要 介 護 1		1290 円	368 円		8 円	12 円
要 介 護 2		1430 円	368 円		8 円	12 円
要 介 護 3		1574 円	368 円		8 円	12 円
要 介 護 4		1712 円	368 円		8 円	12 円
要 介 護 5		1852 円	368 円		8 円	12 円

□食事の提 1, 4 4 5 円とする。

内訳として 朝食 3 8 1 円 昼食 5 8 2 円 夕食 4 8 2 円

□滞在費に要する費用については次の金額を徴収する。

従来型個室 1 室 1 日 1, 2 3 1 円とする。

多床室 1 室 1 日 9 1 5 円とする。

(送迎の実施地域)

第 9 条 通常の送迎実施地域は男鹿市、秋田市、潟上市、大潟村、八郎潟町、五城目町、井川町、能代市、三種町、八峰町の区域とする。

(衛生管理)

第 1 0 条

1. 指定短期入所生活介護を提供する施設、設備及び備品又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとする。
2. 指定短期入所生活介護事業所において感染症が発生し又はまん延しないように必要な措置を講じるものとし、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第 1 1 条 居室、共用施設、敷地その他の利用にあたっては、本来の用途に従って、妥当かつ適切に利用するものとする。

(緊急時における対応方法)

第 1 2 条

1. 指定短期入所生活介護従業者は、指定短期入所生活介護の提供を行っている時に利用者に病状の急変その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、管理者に報告する。
2. 利用者に対する指定短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
3. 利用者に対する指定短期入所生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第 1 3 条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年 2 回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める消防計画にのっとり対応を行います。	
避難訓練 及び 防災設備	別途定める消防計画にのっとり、夜間及び昼間を想定した避難訓練を年各 1 回行います。	
	設備名称	個数等
	誘導灯	あり
	自動火災報知器	あり
	消火器	あり
	カーテン、布団等は防災性能のあるものを使用しています。	
消防計画等	男鹿消防署への届出済み 防火管理者：板倉廉	

(苦情処理)

第14条 指定短期入所生活介護の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

当施設 お客様相談窓口	窓口責任者	板倉 廉
	ご利用時間	8:30～17:30
	ご利用方法	電話 0185-22-7770
		面接 当施設1階相談室 苦情箱 玄関前に設置

■ 公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

男鹿市介護サービス課	電話番号 0185-24-9119
秋田県国民健康保険団体連合会	電話番号 018-883-1550

(個人情報の保護)

第15条

1. 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が定めた「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
2. 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待の防止のための措置)

第16条

施設（事業所）は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

1. 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員（リモート等を活用して行う事ができるものとする）を定期的で開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
2. 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
3. 事業所において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年1回以上）実施すること。
4. 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと

(身体拘束)

第17条

1. 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
2. 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
 - 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
 - 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等)

第18条

1. 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
2. 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
3. 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保等)

第 19 条

事業所は、業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的を開催するものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第 20 条

事業所は、全ての短期入所生活介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、業務の執行体制についても検証、整備する。

第 21 条

1. 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
2. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
3. 事業所は、短期入所生活介護に関する記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存するものとする。

附 則

この規程は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。